

県内市場の動向

野菜

23 野菜の卸売数量及び卸売金額(松山市中央卸売市場)

単位 { 数量：t
金額：百万円

区分	年次	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
野菜総量		63,087	61,229	60,709	59,924	59,730	60,166	58,380	57,222	57,638	55,476	52,729
根菜類		12,439	11,235	10,655	10,551	10,355	10,861	10,210	9,846	9,889	9,495	8,715
葉茎菜類		15,586	14,895	15,556	14,921	14,027	14,346	13,618	13,832	13,356	13,188	13,071
洋菜類		4,639	4,880	5,022	4,838	4,830	4,699	4,975	4,682	4,309	4,532	4,274
果菜類		9,378	9,311	8,728	8,274	8,474	8,525	8,448	8,180	7,894	8,086	7,896
豆類		423	412	389	329	272	279	260	299	252	277	261
土物類		17,619	17,736	17,670	18,617	19,189	18,649	18,170	17,646	19,232	17,504	16,357
その他		3,006	2,760	2,687	2,393	2,584	2,802	2,699	2,737	2,706	2,394	2,156
卸売金額		12,296	12,348	12,208	13,069	14,040	12,843	12,912	11,171	11,801	11,707	11,833

24 主要野菜の卸売価格(松山市中央卸売市場)

(単位：円/kg)

区分	年次	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
野菜総量		195	202	201	218	235	213	221	195	205	211	224
だいこん		91	103	92	106	126	105	116	87	95	88	123
にんじん		125	139	113	129	178	122	168	110	146	132	145
はくさい		61	70	62	75	103	96	96	57	70	63	66
キャベツ		84	101	95	112	106	100	116	83	104	80	92
ほうれんそう		526	555	509	574	615	614	573	520	535	517	555
ねぎ		396	384	360	420	478	444	491	375	419	433	446
レタス		193	204	188	222	220	195	175	170	162	149	160
きゅうり		282	267	297	319	335	300	323	291	325	278	285
かぼちゃ		116	130	169	160	152	151	175	142	156	145	170
なす		254	270	287	330	322	306	328	298	325	308	288
トマト		373	356	324	372	405	362	361	339	356	333	358
ばれいしょ		103	106	109	148	192	158	113	120	166	232	178
さといも		193	211	286	300	293	239	235	266	233	238	236
たまねぎ		89	86	105	93	91	91	99	96	74	107	153

注：平成17年までは、松山市内青果市場を含む。

(青果物卸売市場調査)

果 実

25 果実の卸売数量及び卸売金額(松山市中央卸売市場)

単位 { 数量 : t
金額 : 百万円

年次	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
果実総量	31,771	29,131	28,152	26,896	26,401	27,267	25,572	23,950	23,078	23,115	22,214
かんきつ類	14,065	12,923	12,125	12,111	11,966	12,391	11,684	10,600	10,900	10,576	10,462
りんご	1,770	2,307	2,190	2,198	2,133	2,055	1,731	1,860	1,597	1,857	1,630
なし	1,044	988	989	794	899	854	850	748	501	587	672
かき	1,652	1,366	1,489	1,372	1,107	1,327	1,129	1,090	886	894	876
ぶどう	687	685	708	654	613	625	559	548	494	488	518
くり	392	346	362	236	273	387	174	270	269	247	261
いちご	530	591	607	589	540	568	554	574	601	581	553
果瓜類	2,542	2,393	2,365	2,173	2,170	2,078	2,352	2,396	2,153	1,674	1,675
その他国産	1,266	1,169	1,155	1,053	1,066	1,067	1,091	952	861	694	742
輸入果実	7,823	6,363	6,162	5,717	5,631	5,916	5,923	5,403	5,259	5,517	4,825
卸売金額	7,719	7,250	7,320	7,715	8,313	8,205	8,167	7,853	7,968	7,989	8,291

26 主要果実の卸売価格(松山市中央卸売市場)

(単位 : 円/kg)

年次	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
果実総量	243	249	260	287	315	301	319	328	345	346	373
みかん	235	223	216	232	262	254	278	268	288	280	280
ネーブルオレンジ	185	162	177	203	242	225	252	274	264	271	313
甘なつみかん	103	77	84	87	118	118	115	102	99	128	113
いよかん	129	118	102	126	125	117	144	136	124	127	130
はっさく	135	117	103	134	152	137	160	160	128	151	148
つがる	267	236	245	268	300	267	308	289	338	327	315
ふじ	342	254	312	322	352	297	328	303	362	287	385
20世紀なし	314	301	317	345	340	379	440	440	624	497	342
甘柿	184	222	196	210	273	219	237	231	284	300	278
もも	412	450	442	528	529	546	612	614	749	736	728
くり	577	532	540	565	702	661	703	583	597	641	800
いちご	1,013	957	976	1,073	1,153	1,157	1,217	1,241	1,217	1,249	1,328
すいか	162	180	157	178	198	188	211	204	238	235	237
バナナ	127	153	173	195	198	173	178	185	187	174	201

(青果物卸売市場調査)

27 花きの卸売状況（松山市中央卸売市場）

区分		年次											
		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
花全	き体	取扱金額 (百万円)	1,895	1,772	1,609	1,554	1,506	1,451	1,359	1,340	1,238	1,250	1,264
		県内産	703	616	635	614	549	506	545	610	602	628	667
		取扱数量 〔千件 千本 千鉢〕	25,323	23,132	20,643	18,633	17,216	16,831	15,254	13,879	12,151	11,472	11,015
		県内産	9,276	8,212	8,191	7,470	6,379	6,068	6,161	6,391	5,987	5,908	6,111
切花		取扱金額 (百万円)	1,211	1,167	1,052	1,011	974	921	857	859	811	808	850
		県内産	371	344	372	368	329	299	357	434	448	466	514
		取扱数量 (千本)	20,258	18,935	16,882	15,346	14,313	13,886	12,585	11,736	10,438	9,876	9,510
		県内産	5,930	5,493	5,725	5,290	4,551	4,210	4,464	4,986	4,870	4,898	5,175
鉢物		取扱金額 (百万円)	329	306	269	278	281	286	276	274	257	265	251
		県内産	79	61	56	51	42	38	32	33	34	34	32
		取扱数量 (千鉢)	721	664	546	532	475	468	425	456	442	374	353
		県内産	213	197	176	167	150	146	141	185	195	159	153
その他		取扱金額 (百万円)	355	299	288	265	251	244	226	207	170	177	163
		県内産	253	212	207	195	177	169	156	143	120	129	121
		取扱数量 〔千件 千本〕	4,345	3,534	3,215	2,754	2,429	2,477	2,244	1,687	1,271	1,222	1,152
		県内産	3,134	2,522	2,290	2,013	1,678	1,712	1,556	1,220	922	851	783

(松山市中央卸売市場年報)

28 松山市中央卸売市場における輸入野菜の入荷状況

単位 { 取扱数量、輸入物：t
比率：%

品目	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	前年比 (%)	主な輸入先	
かぼちゃ	取扱数量	1,554	1,924	1,676	1,839	1,853	1,600	1,424	1,454	1,478	1,381	1,276	92.4	ニュージーランド メキシコ
	輸入物	755	995	982	1,063	1,224	949	1,038	1,014	959	885	841	95.0	
	比率	48.6	51.7	58.6	57.8	66.0	59.3	72.9	69.7	64.9	64.1	65.9	102.9	
にんにく	取扱数量	147	125	117	118	130	125	124	126	126	117	125	106.5	中国
	輸入物	89	79	79	86	91	95	90	84	89	92	100	108.2	
	比率	60.7	63.2	67.4	73.3	70.2	76.3	72.4	66.3	70.6	78.7	80.0	101.6	
にんじん	取扱数量	5,735	5,282	4,684	4,669	4,676	4,925	4,559	4,519	4,427	4,227	4,119	97.4	中国
	輸入物	281	199	144	150	296	234	277	159	178	192	190	99.1	
	比率	4.9	3.8	3.1	3.2	6.3	4.8	6.1	3.5	4.0	4.5	4.6	101.7	
キヌサヤエンドウ	取扱数量	27	31	22	13	13	15	12	13	10	11	11	104.7	タイ
	輸入物	5	5	1	0	0	0	0	1	1	1	1	169.5	
	比率	16.7	16.0	5.7	2.8	3.6	0.2	0.3	5.7	5.0	7.9	12.7	161.9	
さといも	取扱数量	396	424	404	378	362	500	413	356	392	409	525	128.3	中国
	輸入物	8	7	8	8	9	7	8	7	5	3	5	171.2	
	比率	2.0	1.6	2.0	2.1	2.4	1.4	1.9	1.9	1.3	0.7	1.0	133.4	
生しいたけ	取扱数量	288	249	234	162	173	190	174	170	151	162	191	118.3	
	輸入物	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	比率	1.6	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	
アスパラガス	取扱数量	258	323	284	246	258	206	223	239	232	223	198	88.9	メキシコ
	輸入物	38	41	42	27	18	17	16	12	13	14	11	78.9	
	比率	14.6	12.7	14.7	11.1	6.9	8.3	7.6	5.2	5.7	6.4	5.7	88.8	
ブロッコリー	取扱数量	997	1,026	1,084	1,058	934	914	911	1,027	982	982	907	92.3	
	輸入物	296	209	156	103	141	68	41	9	5	0	0	-	
	比率	29.7	20.4	14.4	9.7	15.1	7.5	4.5	0.9	0.5	0.0	0.0	-	
たまねぎ	取扱数量	8,423	8,601	8,145	9,176	10,434	9,400	8,658	8,592	9,719	8,470	7,238	85.5	中国 アメリカ
	輸入物	913	750	883	763	522	340	406	455	350	432	539	124.8	
	比率	10.8	8.7	10.8	8.3	5.0	3.6	4.7	5.3	3.6	5.1	7.4	146.1	
キャベツ	取扱数量	7,016	6,460	7,100	6,666	6,645	6,690	5,961	5,665	5,472	5,880	6,071	103.2	
	輸入物	2	0.1	0	1	0	1	11	2	0	0	0	-	
	比率	0.03	0.001	0.002	0.010	0.001	0.021	0.189	0.030	0.005	0.000	0.000	-	
えだまめ	取扱数量	110	89	88	86	82	75	69	74	68	64	60	93.5	台湾
	輸入物	7	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1	137.6	
	比率	6.3	3.1	3.1	3.0	3.6	4.2	2.7	2.4	2.9	1.1	1.7	147.1	
ごぼう	取扱数量	1,178	1,090	990	1,038	914	814	842	870	747	720	652	90.6	中国
	輸入物	162	107	97	86	100	74	61	50	42	49	36	72.8	
	比率	13.8	9.8	9.8	8.2	10.9	9.0	7.2	5.7	5.6	6.9	5.5	80.3	
その他	取扱数量	37,220	35,931	36,111	34,641	33,412	34,817	35,105	34,172	33,760	32,831	31,357	95.5	
	輸入物	668	345	325	362	315	929	448	341	247	272	256	94.4	
	比率	1.8	1.0	0.9	1.0	0.9	2.7	1.3	1.0	0.7	0.8	0.8	98.8	
合計	取扱数量	63,349	61,554	60,938	60,089	59,888	60,271	58,474	57,278	57,564	55,476	52,730	95.1	
	輸入物	3,228	2,749	2,719	2,651	2,718	2,718	2,399	2,137	1,891	1,941	1,981	102.1	
	比率	5.1	4.5	4.5	4.4	4.5	4.5	4.1	3.7	3.3	3.5	3.8	107.4	

(松山市中央卸売市場年報)

29 松山市中央卸売市場における輸入野菜と国産野菜の価格の比較について

(単位：円、%)

品	目	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
かぼちゃ	輸入品単価 A	116	112	156	150	127	153	139	133	140	143	175
	国産品単価 B	108	149	186	174	201	147	252	147	165	150	159
	A / B	107	75	84	86	63	104	55	90	85	95	110
にんにく	輸入品単価 A	234	283	261	304	354	390	294	321	336	351	355
	国産品単価 B	887	1,015	1,298	1,732	1,783	1,631	1,619	1,158	1,496	2,116	1,530
	A / B	26	28	20	18	20	24	18	28	22	17	23
にんじん	輸入品単価 A	80	91	82	101	91	87	96	86	85	93	109
	国産品単価 B	126	140	114	130	184	124	172	111	148	133	146
	A / B	64	65	72	77	49	70	56	78	58	70	75
キノサヤエンドウ	輸入品単価 A	583	479	663	939	967	552	797	752	742	662	945
	国産品単価 B	1,149	918	1,074	1,704	1,706	1,388	1,476	1,326	1,447	1,686	1,808
	A / B	51	52	62	55	57	40	54	57	51	39	52
さといも	輸入品単価 A	131	169	234	205	206	213	222	212	219	209	245
	国産品単価 B	175	189	287	302	295	239	217	249	223	238	236
	A / B	75	90	82	68	70	89	103	85	98	88	104
生しいたけ	輸入品単価 A	446	460	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国産品単価 B	828	865	848	1,054	1,056	1,056	1,056	918	979	855	869
	A / B	54	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスパラガス	輸入品単価 A	845	828	902	1,106	1,196	1,253	1,155	1,175	1,130	935	1,291
	国産品単価 B	1,041	1,058	1,134	1,254	1,300	1,272	1,280	1,193	1,225	1,196	1,224
	A / B	81	78	80	88	92	98	90	98	92	78	106
ブロッコリー	輸入品単価 A	295	361	360	431	389	376	343	440	397	-	-
	国産品単価 B	389	352	330	382	482	450	425	375	398	380	402
	A / B	76	103	109	113	81	84	81	117	100	-	-
たまねぎ	輸入品単価 A	75	96	92	97	110	108	87	98	104	115	141
	国産品単価 B	90	85	106	93	90	91	98	95	72	106	154
	A / B	84	113	86	105	123	119	89	104	145	108	92
キャベツ	輸入品単価 A	72	-	857	372	356	77	135	87	97	-	-
	国産品単価 B	83	100	94	112	105	100	114	82	102	80	92
	A / B	87	-	910	332	339	77	118	106	95	-	-
えだまめ	輸入品単価 A	336	394	443	499	517	496	490	538	463	565	608
	国産品単価 B	362	398	440	529	507	525	537	515	531	546	537
	A / B	93	99	101	94	102	95	91	104	87	104	113
ごぼう	輸入品単価 A	99	115	134	113	125	128	132	144	117	121	134
	国産品単価 B	297	235	287	272	347	306	320	229	242	332	279
	A / B	33	49	47	42	36	42	41	63	48	36	48

(松山市中央卸売市場年報)

30 1世帯当たりの年間食費支出の内訳の推移（全国・中四国・松山市）

（単位：千円）

事 項	年 次	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和元年	2年	3年	4年
		飲食費合計	全 国	958	1,030	1,025	972	902	885	838	966	962
	中四国	867	926	939	882	858	829	906	884	890	920	904
	松山市	855	949	920	865	840	772	861	835	840	850	852
うち外食費	全 国	144	168	176	174	161	160	170	177	130	125	148
	中四国	130	145	148	131	138	142	150	151	115	108	125
	松山市	120	163	152	132	140	115	147	137	96	89	111
うち加工食品	全 国	450	502	525	492	493	488	520	541	570	568	580
	中四国	403	448	485	476	476	466	467	506	530	525	551
	松山市	393	468	477	457	447	455	474	481	507	514	515
小 計	全 国	594	670	701	666	655	648	689	718	700	694	728
	中四国	533	593	633	608	614	609	617	657	645	633	676
	松山市	513	631	629	590	587	570	622	618	603	603	627

加工食品内訳

（単位：円）

パ ン	全 国	26,122	27,898	27,501	26,253	28,964	28,177	30,507	32,164	31,456	31,993	32,497
	中四国	24,797	27,288	26,722	27,014	29,791	29,470	33,227	32,670	31,245	30,953	32,219
	松山市	29,334	28,615	29,774	28,077	29,288	29,177	32,932	32,080	33,276	33,297	34,462
めん類・もち	全 国	21,810	22,710	21,058	18,821	20,452	19,947	19,658	19,439	22,431	20,859	21,815
	中四国	20,070	22,909	21,101	18,975	20,790	19,788	20,094	19,003	21,880	21,099	21,324
	松山市	20,424	19,310	19,596	18,362	18,869	20,409	17,916	16,917	19,364	18,581	19,465
粉 類	全 国	1,604	2,111	1,963	2,601	3,098	2,904	3,503	3,606	4,210	3,811	4,041
	中四国	1,693	1,980	1,884	2,582	2,974	2,839	3,643	3,481	3,909	4,053	3,864
	松山市	1,759	2,076	19,596	2,753	2,697	2,654	3,087	3,222	4,245	4,214	3,833
塩干魚介 魚肉練製品 他の魚介加工品	全 国	56,504	50,246	42,780	37,022	35,580	34,302	34,882	32,475	33,732	32,424	32,943
	中四国	45,517	45,335	38,580	34,287	32,235	31,187	30,321	27,578	29,129	27,517	29,169
	松山市	42,281	43,366	37,250	35,412	29,581	26,925	28,814	24,982	25,504	27,410	27,414
加 工 肉	全 国	18,921	18,803	17,883	16,022	17,004	16,754	18,367	17,830	19,126	18,547	18,396
	中四国	15,235	14,929	15,361	13,852	14,597	14,774	16,109	15,634	17,183	16,277	16,302
	松山市	16,676	14,610	15,483	14,232	14,971	13,991	15,756	15,846	15,513	17,532	15,521
乳 卵 類	全 国	45,211	45,387	44,955	41,279	39,583	39,422	43,744	46,006	49,516	48,583	43,169
	中四国	42,482	43,156	43,302	40,920	38,629	37,594	43,470	42,659	45,888	44,037	46,700
	松山市	47,312	43,950	44,201	41,902	35,061	36,925	40,997	42,406	45,790	44,453	41,575
乾 物 ・ 海 藻	全 国	13,004	11,934	10,707	10,540	9,319	9,035	9,050	9,147	9,443	8,830	8,679
	中四国	11,081	10,911	9,823	9,984	8,117	7,853	8,079	7,885	7,858	7,620	7,806
	松山市	10,511	10,783	8,972	9,499	6,937	6,872	7,436	8,225	6,925	7,482	6,708
大豆加工品 野菜・海草加工品 果物加工品	全 国	35,345	37,228	35,759	31,792	29,697	28,877	29,427	29,775	31,464	30,525	29,955
	中四国	27,472	30,136	29,428	27,572	25,557	25,111	25,809	24,377	25,882	25,278	25,246
	松山市	25,499	26,817	28,647	26,627	23,111	24,152	23,894	22,650	24,609	25,125	23,188
油脂・調味料	全 国	38,446	39,935	40,344	38,544	40,906	39,955	42,507	43,649	47,749	46,701	46,849
	中四国	35,952	37,854	41,704	38,376	41,422	39,904	43,646	42,145	45,275	43,618	45,066
	松山市	35,380	38,337	38,652	37,505	38,782	37,569	40,042	39,252	43,893	44,420	41,964
菓子・調理食品類	全 国	162,680	172,976	177,416	175,878	178,872	178,727	195,652	215,855	218,028	228,071	239,536
	中四国	145,062	160,563	165,851	168,291	171,244	169,181	149,529	198,248	202,521	208,476	224,117
	松山市	154,418	156,827	161,979	158,050	168,291	167,074	182,127	196,876	195,014	201,452	212,189
飲 料 類	全 国	39,112	42,480	46,043	47,398	46,313	47,270	51,096	58,174	59,788	60,962	62,539
	中四国	35,760	39,644	42,903	46,987	44,421	44,085	49,555	54,337	55,421	54,916	57,656
	松山市	41,256	39,889	44,082	48,737	43,485	45,365	42,847	48,865	56,064	52,922	51,905
酒 類	全 国	53,832	53,366	49,577	45,671	43,488	42,792	41,300	32,556	43,256	36,846	39,910
	中四国	51,688	50,106	49,942	47,648	45,833	44,330	43,798	37,554	43,508	41,369	41,489
	松山市	52,937	52,062	44,688	36,209	35,691	44,049	38,347	29,557	36,346	37,104	37,247
合 計	全 国	512,591	525,074	515,986	491,821	493,276	488,162	519,693	540,676	570,199	568,152	580,329
	中四国	456,809	484,811	486,598	476,488	475,610	466,117	467,281	505,570	529,698	525,212	550,958
	松山市	477,787	476,642	492,920	457,365	446,764	455,163	474,195	480,878	506,543	513,992	515,471

（家計調査）

参 考

1 農業政策の推移

年次	主な政策の流れ	年代ごとの背景
昭和20年 21 22 23 27 28 29	第1次農地改革 第2次農地改革 農業協同組合法 農業改良助長法 食料確保臨時措置法 農地法 農産物価格安定法 農林公庫発足 酪農振興法	(昭和20年代) 1 食料の増産 緊急開拓事業の実施等→土地改良法 2 農地改革 小作地の買取・売渡 →農地法 3 農村の民主化 農業協同組合の組織化→農業協同組合法 農業改良普及事業 →農業改良助長法 4 その他 農業金融の確立 農業災害補償制度の発足 いもでん粉等の価格安定制度の発足
昭和30年 35 36 38	ガット加盟 米価算定に生産費、所得補償方式に移行 農業基本法 バナナ等の輸入自由化	(昭和30年代) 1 農業基本法の制定 農業と他産業との生産性・所得格差の是正 →農産物価格の引き上げ 農業生産の選択的拡大 →畜産物・野菜・果実等の生産対策等の推進 農業構造の改善 →農業構造改善事業の発足 農業近代化資金の創設等 2 農産物の輸入自由化 バナナ等の輸入自由化
昭和40年 42 43 44 45 46 48	乳価不足払制度 〈コメ第1次過剰発生〉 総合農政の推進 〈米の生産調整〉 農地法大改正 農業者年金制度 農村地域工業導入促進法 グレープフルーツ等の輸入自由化	(昭和40年代) 1 コメ第一次過剰発生 →生産調整の開始 自主流通米制度発足 価格の抑制 →総合農政の推進 流通加工対策の充実（JAS制度等） 構造改革の推進 →農地法大改正（許可制の緩和等） →農業者年金制度の発足 農村地域工業導入制度発足 2 農産物の輸入自由化 グレープフルーツ等の輸入自由化 ※ 愛媛県新農業政策
昭和50年 53 55 58 59	〈コメ第2次過剰発生〉 〈水田利用再編対策スタート〉 米農産物交渉 農用地利用増進法 米国ー日本農産物13品目をガット提訴 〈韓国米返還〉	(昭和50年代) 1 コメ第2次過剰発生 →水田利用再編対策 オイルショック後の大幅な→価格の抑制 米価引上げ、記録的な豊作 →規模拡大の推進（農用地利用推進事業の発足） （農用地利用増進法） 2 みかん・牛乳・豚肉も過剰傾向 →需給調整 3 日米農産物交渉 ※ 愛媛県地域農業基本政策
昭和61年 62	コメのUSTR提訴 水田農業確立前期対策 生産者米価下げ	(昭和60年～平成5年) 1 農産物市場開放の動き急 →全米精米業者団体がコメ輸入自由化提訴

年次	主な政策の流れ	年代ごとの背景
63 平成2年	ガットで10品目を「黒」 農産物の需要と生産の長期見通し <水田農業確立後期対策> 3 牛肉・オレンジの輸入自由化 4 オレンジ果汁の輸入自由化 5 <水田営農活性化対策> ガット・ウルグアイ・ラウンド実質合意	→ガット12品目のうち10品目を「黒」認定 →日米間で牛肉・オレンジの輸入自由化決定 →ウルグアイ・ラウンド 2 「21世紀へ向けた農政方向」 農政審査報告 →水田農業確立対策 →31年以來の生産者米価引下げ等、価格政策の見直し →自主流通米価格形成の場の創設 3 「新しい・食料・農業・農村政策の方向」(新政策) 4 農業経営基盤強化促進法・特定農山村法 ※ 21世紀をめざした愛媛農業の基本方向(平成元年)
平成7年	WTO(世界貿易機関)設立 新食糧法 農産物の需要と生産の長期見通し 8 農業基本法に関する研究会報告 9 食料・農業・農村基本問題調査会中間とりまとめ 10 食料・農業・農村基本問題調査会答申 農政改革大綱公表 11 食料・農業・農村基本法成立 12 食料・農業・農村基本計画策定 中山間地域等直接支払い制度の開始 16 新しい食料・農業・農村基本計画策定(H17.3) 17 経営所得安定対策等大綱決定(H17.10) 18 農政改革三法成立 経営所得安定対策等実施要綱決定(H18.7) 19 農政改革三対策の導入 ・水田経営所得安定対策 (品目横断的経営安定対策) ・米政策改革推進対策 ・農地・水・環境保全向上対策	(平成6年～20年) 1 「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」(農政審査報告) 2 ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱(H6.10) 3 WTO農業交渉の流れ →ドーハ・ラウンド立ち上げ(H13.11) →枠組み合意(H16.7) ※新愛媛農業の基本方向研究会報告(H8) ※愛媛県新農業基本政策検討会議による「新農業ビジョン」の検討開始(H9.5) ※愛媛県新農業ビジョン策定(H12.6) ※愛媛県新農業ビジョン点検(H16～17) ※新農業ビジョン後期重点推進プログラム策定(H18.3) ※「産地振興方針・方策」策定(H18.5)
平成21年	<米関連3法成立> ・米粉・エサ米法 ・米トレーサビリティ法 ・改正食糧法 JAS法改正 農地法改正 22 新たな食料・農業・農村基本計画策定(H22.3) 六次産業化法成立 23 農業者戸別所得補償制度の開始 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画策定(H23.10) 24 人・農地プラン作成開始 6次化ファンド法成立 25 T P P(環太平洋戦略的経済連携協定)参加表明 ・物品貿易については、原則関税撤廃による自由貿易 ・農林水産物や政府調達、金融など21分野での交渉 農林水産業・地域の活力創造プラン決定(H25.12)【H26.6改訂】	(平成21年～) ※えひめ農業振興プラン2011策定(H23.3) ※愛媛県農林水産業・地域の活力創造協議会開催(H25.9)

年次	主な政策の流れ	年代ごとの背景
平成26年	<経営所得安定対策等米政策の見直し> 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (H26.6) 農地中間管理機構の創設 日本型直接支払制度の創設	
27	新たな食料・農業・農村基本計画策定 (H27.3) 農業協同組合法等の一部を改正する法律等の 施行 T P P 大筋合意 (H27.10)	
28	総合的な T P P 関連政策大綱 (H27.11) T P P 署名 (H28.2) 農政新時代～努力が報われる農林水産業の実 現に向けて～ (H28.3)	※えひめ農業振興基本方針 2016 策定 (H28.3)
29	農業経営収入保険事業の創設 (農業保険法) 農業競争力支援法施行 主要農作物種子法廃止 T P P 11 大筋合意 (H29.11) 日欧 E P A 最終合意 (H29.12) T P P 11 署名 (H30.3)	
30	農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (H30.11) 収入保険開始 T P P 11 発効 (H30.12) 日欧 E P A 発効 (H31.2)	※平成30年7月豪雨
令和元年	土地改良法の一部を改正する法律施行 (H31.4) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を 改正する法律施行 (R1.6) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施 行 (R1.7) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一 部を改正する法律施行 (R1.11) 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (R1.12) 日米貿易協定最終合意 (R1.9) 日米貿易協定署名 (R1.10) 日米貿易協定発効 (R2.1)	消費増税、消費税軽減税率制度の導入 (R1.10) 新型コロナウイルス感染症の発生
2	新たな食料・農業・農村基本計画策定 (R2.3) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略決定 (R2.12) 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (R2.12) 農業DX構想策定 (R3.3)	※えひめ農林水産業振興プラン2021策定 (R3.3)
3	種苗法の一部を改正する法律施行 (R3.4) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別 措置法の一部を改正する法律 (R3.8) 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂 (R3.12)	※愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例施行 (R3.4) ※高病原性鳥インフルエンザを初確認
4	加工食品の原料原産地表示が義務化 (R4.4) 環境と調和のとれた食料システムの確立のた めの環境負荷低減事業活動の促進等に関する 法律 (みどりの食料システム法) が施行 (R4.7)	

(注) =国際化の流れ < > =コメ関係 ※本県の農政関係

2 用語解説（五十音順）

【家計費】

農家の世帯員が消費生活のために要した一切の費用をいい、その世帯が毎年恒常的に消費するもののほか冠婚葬祭費などのような臨時的な費用を含めたものをいう。

農業経営動向統計においては、家計費には現金支出のほか、自家の生産物等を家計に仕向けた消費額や建物、自動車の減価償却費のうち家計が負担すべき額を含んでいる。

【基幹的農業従事者】

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者のこと。

【経営耕地面積】

調査期日現在で農業経営体が経営している耕地で、自らで所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。

【耕作放棄地】

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のことであり、農家等の耕作意志の調査結果によるもの。

【耕種】

耕地等を利用して農作物を栽培することをいい、具体的には稲、麦、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、園芸作物、工芸作物、飼料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑、観賞用樹木（緑化木）の栽培、果樹、桑、観賞用樹木など苗木の栽培、造林用苗木の栽培、しいたけ、えのきだけ、マッシュルームなどのきのこ類の栽培をいう。

また、たけのこ、こうぞ、みつまた、油桐、はぜ、こりやなぎ、くり、くるみ、山茶、山桑、あべまき、うるし、つばきなどの栽培も耕種とするが、その場合の栽培とは、単に下刈り程度の管理のみでなく、施肥（刈敷は、施肥とみなさない。）を行う場合をいう。

【耕地】

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

農業統計における耕地の概念は、農業生産力を把握することに主眼をおいているため、農学的立場、法学的立場、一般社会通念の立場とは若干異なっている。

農業統計の「耕地」には以下の二つの条件が必要である。

(1) 0土地の利用収益者が主観的に農作物を栽培しようとする意志を有すること及びその土地に農作物の栽培が客観的に可能であること。

なお、「栽培」とは生産物を得ることを目的として作物を肥培管理することであり、かつその事実が一般に認められなければならない。

(2) 0面積と沃土を有した土地であること。

①耕地として取り扱うもの

ア 宅地内の1 a以上の特定地に、毎年農作物を栽培している場合

イ 温室、ガラス室など。

②耕地として取り扱わないもの

ア 作物体がコンクリートなどの恒久的施設で土地から遮断されているもの

イ 棚などで鉢物栽培をしているもの

ウ 水耕

エ 池沼でじゅんさい、ひしなどを栽培しているもの。

耕地は、その形態からは本地とけい畔に区分され、利用態様からは田と畑に区分される。

【荒廃農地】

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のことであり、市町村及び農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果によるもの。

【作付面積】

非永年性作物をは種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積をいう。なお、集団、散在にかかわらず栽培された永年性作物（宿根性の多年性作物を含む。）の調査期日現在の利用面積を栽培面積という。

【自給率】

需要に対して、国内の生産で賄うことのできる割合を表す。ただし、自給率は単年度における生産と消費の関係を示すため、在庫の変動によって、実体とは若干のずれが生じる可能性がある。

品目別、類別については、原則として、

$$\text{自給率} = \text{国内生産量} \div \text{国内消費仕向量} \times 100$$

で算出している。

ただし、澱粉、砂糖類、油脂類については、国内産原料による生産物のみを国内生産量とし、輸入原材料による生産物は国内生産量から除外して自給率を計算している。

類別の自給率については品目ごとの単純合計量より算出しているが、総合自給率の算出においては、同じ食料でも多種雑多な品目を単純に数量合計することが不都合であることから、価値を統一する必要がある、その方法として①カロリーベース、②金額ベースの二つがある。

(1)0カロリーベース

供給熱量総合食料自給率 = 食料の国産供給熱量 ÷ 食料の供給熱量 × 100（ただし、畜産物については、飼料自給率を考慮して算出している）

(2)0金額ベース

金額ベースの総合食料自給率 = 食料の国産生産額 ÷ 食料の国内消費仕向額 × 100（ただし、畜産物及び加工食品については、輸入の飼料及び食品原料の額を国内生産額から控除して算出している）

いずれの場合も、畜産物については、国産であっても飼料を自給している部分しか自給率の計算にカウントしないため、カロリーベースでは飼料自給率を乗じ、金額ベースでは輸入飼料仕向額を除いている。

【総農家】

販売農家（経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家）と自給的農家（経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家）を合計したもの。

【単一経営】

農産物販売収入 1 位の部門の販売金額が、総販売金額の 80% 以上を占める場合をいい、稲作、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物、施設園芸、野菜類、果樹類、その他の作物、酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他の畜産、養蚕に区分される。

上記の 80% 基準は、1980 年センサスの実施に際し、それまでの 60% 基準を改定したものである。これは 60% 基準では複合経営が混在する度合が高く、一部門単一化の区分尺度としては不十分であることから、単一経営をより専作経営に純化しようとするものである。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適切であるものとして市町村よりその計画の認定

を受けた者をいう。

具体的には、都道府県が地域の特性に即し育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として農業経営基盤強化促進基本方針を作成（基盤法第5条）し、市町村は基本方針に即し、地域で育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標として基本構想を作成（基盤法第6条）する。認定を受けようとする者は、5年後の農業経営の規模拡大、生産方式や経営管理の合理化の経営改善目標とその実現のために実施する措置などを内容とする農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受ける（基盤法第12条）ことを通じて、農用地の利用集積の促進、税法上の特例、資金貸付けの配慮、研修の実施等の支援措置を重点的に受けることができる。

【農家世帯員】

農家の世帯員のことをいう。世帯員とは、生活の本拠がその家にある人のことで、出稼ぎ、行商、入院等で調査日現在、その家にいなくても生計を共にしている人や、世帯員との血縁又は姻戚関係がなくても、一緒に住み生計を共にしている人はすべてその家の世帯員としている。

一方、家族であっても、勉学や就職のために他に住み、生計を共にしていない人や、他家から就学のためにその家に一定期間預かっている子弟や下宿人及び住込みの雇人は世帯員には含めていない。

なお、農業経営統計調査では、年雇、お手伝さん、まかないつきの下宿人を世帯員に含み、長期間（6か月以上）にわたる出稼ぎ、病気療養などのため、家を離れている他出家族は世帯員に含めていない。

【農業経営体】

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、

○経営耕地面積が30a以上

○農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が一定規模以上

○農作業の受託の事業

のいずれかに該当する事業を行う者のこと。

なお、個人（世帯）で事業を行う（法人化して事業を行う経営体は含まない）「個人経営体」とそれ以外の「団体経営体」に分けられる。

また、「個人経営体」は、さらに下記に分類される。

（主業経営体）

農業所得が50%以上、60日以上の従事者がいる個人経営体

（準主業経営体）

農業所得が50%未満、60日以上の従事者がいる個人経営体

（副業的経営体）

60日以上の従事者がいない個人経営体

【農業従事者】

15歳以上（1994年までは16歳以上）の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した世帯員をいう。自営農業に従事した日数は問わず、補助的に働いた世帯員、農繁期だけ働いた世帯員も含む。なお、2000年センサスから指示だけする世帯員も自営農業従事者に含めることとしている。

【農業生産法人】

農地法で「農地又は採草放牧地について、耕作又は養畜の事業を行う」と規定する法人である。農地法では、従来、法人が農地等の権利を取得することを原則として禁止していたが、昭和37年の農地法改正によって農業生産法人制度を創設し、法人の農地等の権利取得を認めた。

【農業専従者】

専ら自営農業に従事している者であり、過去1年間に自営農業に従事した日数が0150日以上の者をいう。

なお、ここでいう1日は8時間を目安としており、半日ずつ2日間自営農業に従事した場合、自営農業に従事した日数は1日に換算する。ただし、1日に8時間以上働いても1日とする。

【農事組合法人】

農業協同組合法に基づき農業生産についての協業を図ることにより共同の利益を増進することを目的として設立される法人であり（農協法第72条の3）、昭和37年に農地法及び農協法の改正により創設された制度である。

農事組合法人には、出資制のものと非出資制のものがあり、非出資農事組合法人は、農業にかかわる共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行うものに限られる。

【販売農家】

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。

【複合経営】

単一経営以外の場合をいい、農産物総販売額の80%以上を占める部門がないものである。

【例外規定農家】

農家のうち経営耕地面積による規定（10a以上）には満たないが、調査期日前1年間における農産物販売金額が一定額以上の世帯をいう。

この場合の農産物販売金額の下限は、5年ごとに行う農林業センサスにおいて決定している（1950年・1955年センサス1万円、1960年センサス2万円、1965年センサス3万円、1970年センサス5万円、1975年センサス7万円、1980年・1985年センサス10万円、1990年・1995年・2000年・2005年センサス15万円）